

定 款

合同会社逢瀬

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、合同会社逢瀬と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 音響機器の設計、製造、輸入及び販売
2. 音楽の制作並びに音楽ソフトの制作及び販売
3. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県八潮市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 社員及び出資

(社員の住所、氏名及び出資)

第5条 社員の住所、氏名及び出資の価額は、次のとおりである。

埼玉県八潮市八潮六丁目23番地1

月岡政彰

金300万円

(社員の有限責任)

第6条 当社の社員全員を有限責任社員とする。

(持分譲渡制限)

第7条 当社の業務執行社員がその持分の全部または一部を他人に譲渡するときは、他の社員全員の承諾を得なければならない。

- 2 当社の業務を執行しない社員がその持分の全部または一部を他人に譲渡するときは、業務執行社員全員の承諾を得なければならない。

第3章 業務執行社員及び代表社員

(業務執行社員)

第8条 当社の業務執行社員は、次のとおりとする。

業務執行社員 月岡政彰

(代表社員)

第9条 当社の代表社員は、業務執行社員の互選で定める。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第10条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意を要する。

(新加入社員の責任)

第11条 当社の設立後に加入した社員は、その加入前に生じた会社の債務についても責任を負う。

(任意退社)

第12条 各社員は、事業年度の終了時において退社をすることができる。ただしこの場合、各社員はその2ヶ月前までに、会社に退社の予告をしなければならない。

- 2 各社員は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。この場合も、各社員は退社の2ヶ月前までに、会社に退社の予告をしなければならない。ただし、会社に不利益を与える時期に退社する場合は、会社に対して損害を賠償する責任を負う。

(法定退社)

第13条 各社員は、会社法第607条の規定により退社する。

- 2 前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合、または合併により消滅した場合における当該社員の相続人またはその他一般承継人は、当該社員の持分を承継するものとする。

第5章 計 算

(事業年度)

第14条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(損益分配)

第15条 各社員の損益分配は、毎事業年度末において、総社員の同意により定める。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第16条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、合同会社逢瀬を設立するため、下記社員の定款作成代理人である行政書士 井坂信彦は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成24年8月30日

社員 月岡政彰

上記社員の定款作成代理人

住所：神戸市灘区永手町3丁目4番2号NEW六甲マンション301

氏名：行政書士 井坂信彦